条例施行規則様式第33号(第57条関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和8　年　　6　月　　20　　日

(宛先) 松本市長

住　所　　390-0847　長野県松本市笹部１－３－６

氏　名　　甲信アルプスホーム株式会社
代表取締役社長　塚田　雅彦

連絡先(電話)　0263-28-3131

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第64条第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、この書面を添えて提出します。

事業場の名称	甲信アルプスホーム株式会社
事業場の所在地	390-0847　長野県松本市笹部１－３－６
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	1,058百万円
③従業員数	42名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ガラス、陶磁器、コンクリートくず→破砕→再生利用 ・廃プラスチック→破砕→再生利用 ・金属くず→破砕→再生利用 ・繊維くず→破砕→再生利用 ・木くず→破砕→再生利用 ・紙くず→破砕→再生利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙体制図による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排　　出　　量	669 t	t

（これまでに実施した取組）

1）ＯＳプレカット推進の対象エリアを更に拡大する事により木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。
2）屋根材・軒天合板・断熱材プレカット推進の対象エリアを更に拡大する事により投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。
3）現場投入量の削減策を検討し、試行した。
4）部資材ロット単位や拾い基準の見直しにより排出量の削減を推進した。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排　　出　　量	655 t	t

（今後実施する予定の取組）

1）ＯＳプレカットを継続して実施する事により木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制する。
2）部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進する。
3）造作材プレカット・省梱包化・養生材の再利用の検討をし、実施する事で現場排出量を抑制する。
4）現場分別の徹底策を実施し、現場排出量の体積を減量化する事で現場排出量を抑制する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出するよう、関係各位への指導・徹底を行った。
＜袋詰め排出＞①廃石膏ボード②廃プラスチック類③木くず④紙くず⑤金属くず⑥その他（ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他）
＜束ねて排出＞⑦長尺材（ランバー等はカットのうえ束ねる）⑧段ボール
2）解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順の遵守、分別排出の推進を指導した。また、特定品目の再資源化施設への処理委託を推進した。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

1）新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出する。
＜袋詰め排出＞①廃石膏ボード②廃プラスチック類③木くず④紙くず⑤金属くず⑥その他（ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他）
＜束ねて排出＞⑦長尺材（ランバー等はカットのうえ束ねる）⑧段ボール
2）解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順を遵守し、分別解体を行う。
　また、特定品目（木くず、コンクリート）の再資源化施設への処理委託を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	全処理委託量	669.24 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	371.97 t	t
	再生利用業者への処理委託量	551.66 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 1）産業廃棄物の処理は、委託契約を締結した収集運搬業者と処理処分業者のみに委託することを徹底している。 2）廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理の工程を把握するため廃棄物処理体制表を作成。処理ルートの変更があった場合は委託契約の変更等、必要な手続きを速やかに行った。 3）廃棄物管理票（マニフェスト）により、最終処分までの工程の確認を行った。 4）新築系においては可能な限り袋詰め分別を行い、解体系においては現場での分別排出（解体）及び再資源化施設での処理委託を推進した。 5）委託契約先処理施設の現地確認を行い、委託に適する業者か否か確認した。		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙による	
		全処理委託量	655 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	364 t	t
		再生利用業者への処理委託量	540 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 1）産業廃棄物の収集運搬、処理処分を委託する場合には、事前に収集運搬業者と処理処分業者のそれぞれ個別に書面により委託基本契約を締結する。 2）処理の工程の確認は、廃棄物管理票（マニフェスト）により行う。 3）新築系においては可能な限り袋詰め分別排出を行い、解体系においては現場での分別排出(解体)及び再資源化施設での処理委託を推進する。 4）委託契約先処理施設の現地確認をおこなう。 中間処理場・リサイクル施設および積替え保管場所－年1回 最終処分場－３年に１回		

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに１枚作成すること。

２　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

３　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

４　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

５　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

別紙１

「実績」欄：前年度産業廃棄物排出量
「計画」欄：当年度産業廃棄物排出量の目標値

【令和８】年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

（単位：ｔ）

産業廃棄物の種類		総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		処理の委託に関する事項									
						自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
		①		②＋⑧		⑤		⑦		③＋⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
法律	1　燃え殻																				
	2　汚泥																				
	3　廃油																				
	4　廃酸																				
	5　廃アルカリ																				
	6　廃プラスチック類	66.61	65.00									66.61	65.00	0.00	0.00	66.61	65.00				
政令	1　紙くず	47.22	46.00									47.22	46.00	0.00	0.00	47.22	46.00				
	2　木くず	177.16	173.00									177.16	173.00	0.00	0.00	177.16	173.00				
	3　繊維くず	0.78	0.76									0.78	0.76	0.00	0.00	0.78	0.76				
	4　動植物性残さ																				
	5　ゴムくず																				
	6　金属くず	20.68	20.00									20.68	20.00	20.68	20.00	20.68	20.00				
	7　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	32.26	31.00									32.26	31.00	26.76	26.00	18.88	18.00				
	8　鉱さい																				
	9　がれき類	240.65	235.00									240.65	235.00	240.65	235.00	210.31	206.00				
	10　家畜ふん尿																				
	11　家畜の死体																				
	12　動物系固形不要物																				
	13　ばいじん																				
	14　処分するために処理したもの																				
混合廃棄物		83.88	82.00									83.88	82.00	83.88	82.00	10.02	9.00				
合　計		669.24	652.76	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	669.24	652.76	371.97	363.00	551.66	537.76	0.00	0.00	0.00	0.00

※　**総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量**

【記載方法】

・産業廃棄物の種類ごとに、当てはまる欄の左側に前年度実績（現状）の量を、右側に本年度計画（目標）の量を、それぞれ記載してください。
・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、「全処理委託量」欄へ記入した後、右欄にそれぞれの量を記載してください。
・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、「自ら直接再生利用した量」と「自ら中間処理した後再生利用した量」を合算して記載してください。
・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、「自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量」と「自ら中間処理した後に自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量」を合算して記載してください。